

東京税理士会日本橋支部ブロック編成取扱い規約

第1条 東京税理士会日本橋支部に於いて、広域災害対策並びに会員相互の連絡調整等に資する為、支部地域内を東京都の行政指導に基づく災害避難場所に準じて、5ブロックに編成する。

第2条 ブロックの編成は、以下の地域別に定める。

- 1ブロック 小伝馬町・大伝馬町・堀留町・富沢町・人形町（1.2.3丁目）
- 2ブロック 小舟町・小網町・蛸殻町（1.2丁目）・馬喰町（1.2丁目）・横山町・東日本橋（2.3丁目）
- 3ブロック 室町（1.2.3.4丁目）・本町（1.2.3.4丁目）・日本橋（1.2.3丁目）
本石町（1.2.3.4丁目）
- 4ブロック 茅場町（1.2.3丁目）・兜町・八重洲1丁目
- 5ブロック 東日本橋1丁目・久松町・浜町（1.2.3丁目）・中州・箱崎町

第3条 各ブロックは、相互の連絡網を確立する。

第4条 各ブロックは、以下の役員を置く。

- (1) 班長 1名
- (2) 役員 若干名

第5条 各ブロックの役員の選出は、各ブロック内に於ける合議に基づいて定める。

第6条 各ブロック役員の任期は、日本橋支部役員の任期（支部規則第14条）に準じて定める。

第7条 各ブロックの班長は、日本橋支部役員（幹事）の内から委嘱する。

第8条 各ブロックは、ブロック会員との連絡調整を図るため、必要があると認められた時は常会を開催する。

第9条 この規定に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じた時は、あらかじめ日本橋支部の意見を聴取して役員が決定する。

附 則 この規約は、平成15年6月20日から施行する。

附 則 この改正規約は、平成16年6月22日から施行する。

日本橋支部ブロック編成

2020/10/31

ブロック	町名	税理士	法人	一時(いつとき)集合場所
第1B	小伝馬町	59	2	参考資料 中央区ホームページ トップページ→防災・安全→ 防災・災害対策→避難所・避難 場所はこちらです 帰宅困難者一時滞在施設一覧 中央区防災マップアプリ をご覧ください。
	大伝馬町	28	6	
	堀留町	56	3	
	富沢町	10	1	
	人形町(1, 2, 3丁目)	111	12	
	小計	264	24	
第2B	小舟町	16	2	
	小網町	18	2	
	蛸殻町(1, 2丁目)	71	5	
	馬喰町(1, 2丁目)	25	2	
	横山町	12		
	東日本橋(2, 3丁目)	26	2	
	小計	168	13	
第3B	室町(1, 2, 3, 4丁目)	82	14	
	本町(1, 2, 3, 4丁目)	59	6	
	日本橋(1, 2, 3丁目)	152	15	
	本石町(1, 2, 3, 4丁目)	22	1	
	小計	315	36	
第4B	茅場町(1, 2, 3丁目)	80	8	
	兜町	51	9	
	八重洲	20	5	
	小計	151	22	
第5B	東日本橋1丁目	8		
	久松町	9	2	
	浜町(1, 2, 3丁目)	55	4	
	中州	2		
	箱崎町	27	2	
	小計	101	8	
	合計	999	103	

※一時集合場所とは、避難者が広域避難場所へ避難する前の中継地点として一時集合する場所です。

日本橋地区の広域避難場所は全域地区内残留です。「地区内残留」とは建物の不燃化が進み、大規模な火災が発生する恐れがなく、万一火災が発生しても地区内の近い距離に避難すれば安全が保てる地区です。ただし、区や警察・消防等の防災機関から避難勧告が出された場合は、その指示に従って避難することになります。